

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年9月8日
中部地方整備局長
佐藤 寿延

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、愛知労災特別介護施設の既設のエレベーター設備（以下「当該設備」という。）の改修工事に関する公示である。

対象となる改修工事は、労働災害により重度の障害を負った方の介護施設における当該設備の更新を行うものである。No.1 エレベーターと No.2 エレベーターが同一シャフト内にあり、両エレベーターの同時施工が望ましいが、施設の運営上、一方を利用しながら他方を更新せざるを得ないため、運転制御についての検討や対策の必要がある。

よって、本改修工事は、当該設備の当初受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、当該設備の改修工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合があるが、ヒアリングに応じない場合は参加意思がないものとして取り扱うことがある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和5年度 愛知労災特別介護施設エレベーター設備改修工事
- (2) 工事場所 愛知県瀬戸市山手町294-5
- (3) 工事内容 愛知労災特別介護施設のエレベーター設備の更新を行う。
詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。なお、改設するエレベーターの内訳は別紙1「対象設備一覧表」参照のこと。
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和6年10月31日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 5・6 年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を令和 5 年 4 月 1 日時点において受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、当該工種とは、22 工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 本工事に係る以下に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
・令和 2 年度 愛知労災特別介護施設設備改修設計業務 （株）BS 冷熱設計
また、上記の「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- 中部地方整備局に係る以下の業務
・令和 5 年度 総合評価技術審査業務（一社）パブリックサービス
なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本もしくは人事面において関連ある建設業者でないこと。
- ⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
(イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会

社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i)会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii)会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii)会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - (iv)会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から 4)までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下の区域に所在すること。
また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
中部地方整備局管内
- ⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成 20 年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した機械設備工事で、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、発注者は問わない（民間の実績も可とする）が、個人住宅の実績は除く。ただし、建築一式工事における施工実績は認めない。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成 20 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：新設又は改設工事で、下記 i ～ iii の要件を満たすエレベーター設備の施工実績。なお、 i ～ iii は同一機器で満たすこと。

i 形式：ロープ式（機械室あり、機械室なし、いずれも可とする。）

ii 用途：乗用、人荷共用又は寝台用のエレベーター

iii 定員：13 人乗り以上

(3) 配置予定技術者について

次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

① (ア) 監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 技術士（機械部門、総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」に係るものとするものに限る。）に合格した者）

- ・ 以降に記載する(イ)に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）

- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第 15 条第 2 号ハ該当「建設省告示第 128 号（平成元年 1 月 30 日）最終改正：平成 12 年 12 月 12 日建設省告示第 2345 号」を参照）

(イ) 主任技術者を配置する場合は、(ア) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 登録基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第 435 号（平成 30 年 3 月 15 日）」を参照）

- ・ 建設業に係る建設工事（機械設備工事）について、建築工学、電気学、機械工

学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。

A : .高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程 5年
以上

B : 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士 3年以上

C : 大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士 3年以上

・建設業に係る建設工事（機械設備工事）に関し 10 年以上実務の経験を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第 7 条の三」及び「国土交通省告示第 1424 号（平成 17 年 12 月 16 日）最終改正：平成 28 年 5 月 17 日 国土交通省告示第 746 号」を参照）

③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。
なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の i ~ x) の要件を全て満たさなければならない。「特例監理技術者」を配置する場合においては、本公示に示す「監理技術者」を「特例監理技術者」と読み替えるものとする。

i 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

ii 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

iii 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

iv 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）

v 特例監理技術者が兼務できる工事は愛知県内の工事でなければならない。

vi 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

vii 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- viii 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ix 特例監理技術者が兼務できる工事は低入札工事でないこと。
- x 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならぬい。
(※「維持工事」とは契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝祭日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理作業工又は緊急巡回を含む）、雪寒、河川の経常維持（応急処理作業工又は出水時等巡回を含む）、ダム（貯水池含む）の維持））工事と同等の工事をいう。)

(4) 技術力に関する要件

エレベーター設備の工場製作にかかる設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話：052-953-8138(直通)、電子メール：cbr-keiyaku@mlit.go.jp

②技術関係

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 営繕部 技術・評価課 技術審査係
電話：052-953-8194(直通)、電子メール：cbr-gihyou@mlit.go.jp

(2) 工事説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和5年9月8日（金）から令和5年9月19日（火）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで)

交付場所：上記(1) ②に同じ

※説明書の交付を希望する場合は、予め上記(1) ②の担当まで連絡すること

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年9月19日（火） 12時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和5年9月12日（火） 16時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和5年9月14日（木）、15日（金）の2日間
回答方法：中部地方整備局三の丸庁舎6階 待合スペース掲示板において回覧に付する。

- (6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡日及び実施日
実施する場合の連絡日：令和5年9月19日（火）まで
実施日：令和5年9月20日（水）
実施場所：上記(1)②に同じ。
- (7) 審査結果通知予定日
通知予定日：令和5年9月28日（木）
通知方法：電子メールによる。

5. その他

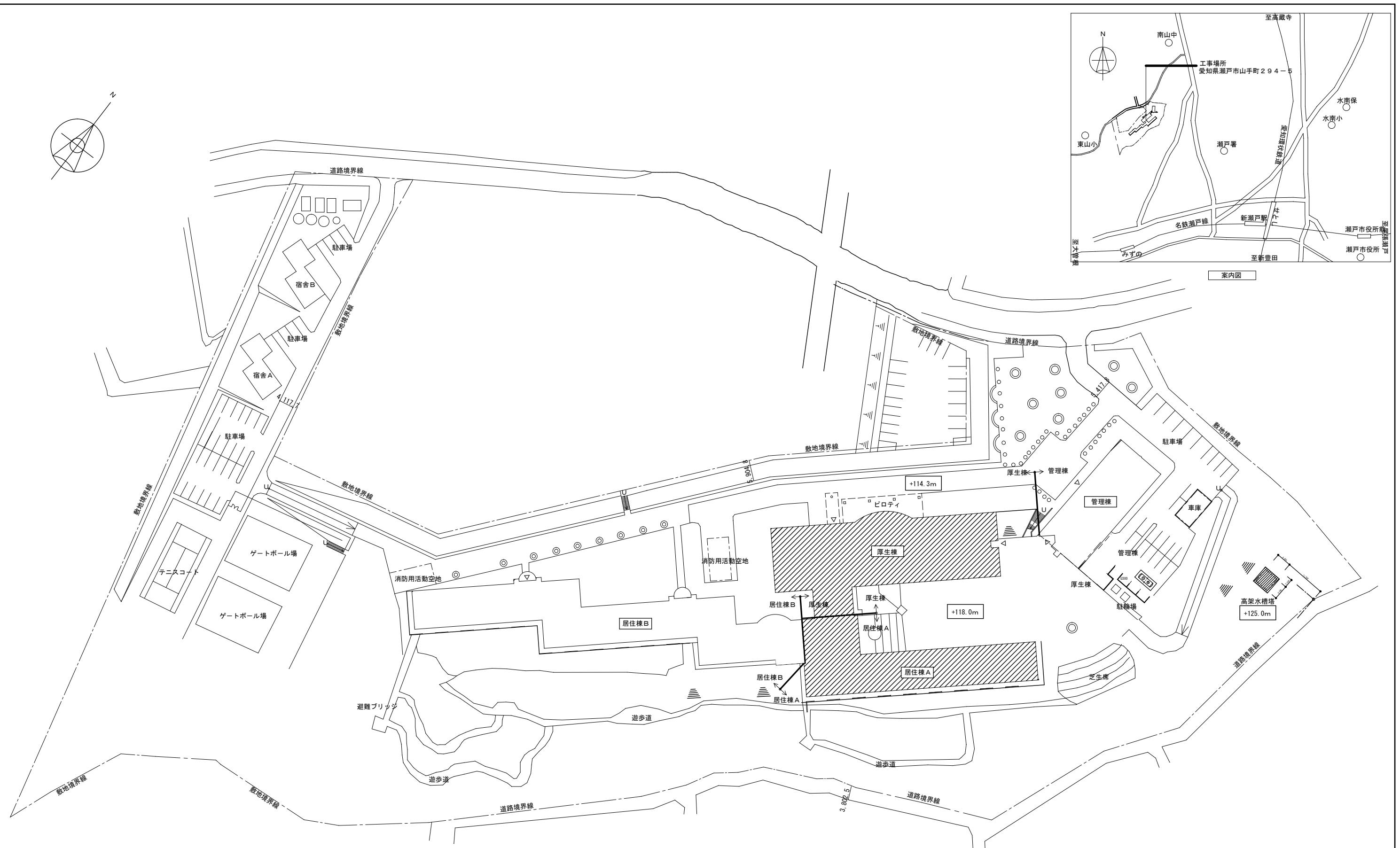
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本語通貨に限る。
(2) 関連情報を入手するための照会窓口　4. (1) に同じ。
(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

別紙1

対象設備一覧表 愛知労災特別介護施設

注 1) 遮断遮火性能を有する防火設備は、建築基準法第68条の26第1項及び同法施行令第112条第14項二号に適合するものとみなす。既存の防火設備がこの規定によるものとみなされない場合は、改修等の措置を講じて適合させたものは、この規定によるものとみなす。

注2) 各賭室内表示板の仕様は、アルミニウム等の額縁で、A3版の透明な合成樹脂製プレートと複写用紙が差し込み可能な構造とする。



配置図 S=1/500

凡例： 工事対象建物

(EV-04)

04

1

令和5年度 愛知県災害特別介護施設エレベーター設備改修工事

四四三

中部地方整備局常議部